

四街道市立南小学校及び八木原小学校の通学区域について（案）

1 通学区域について

四街道市立南小学校及び八木原小学校の通学区域については、審議会による答申を受け、次表のとおり改正する。（別紙学区図参照）

学校名	改正前	改正後
南小学校	亀崎、物井、長岡、栗山の一部、 もねの里 2 丁目、もねの里 3 丁目	亀崎、物井の一部、長岡の一部、 もねの里 3 丁目
八木原小学校	内黒田の一部、千代田 1 丁目、千代 田 2 丁目、千代田 3 丁目、千代田 4 丁目、千代田 5 丁目、池花 1 丁目、 池花 2 丁目	内黒田の一部、千代田 1 丁目、千代 田 2 丁目、千代田 3 丁目、千代田 4 丁目、千代田 5 丁目、池花 1 丁目、 池花 2 丁目、もねの里 2 丁目、物 井の一部、長岡の一部、栗山の一 部

2 改正時期

平成 27 年 4 月 1 日より改正する。

3 改正においては次項の経過措置を設ける。

- (1) 平成 26 年度に南小学校に在学し、改正により八木原小学校の通学区域になる児童は、改正された区域に関わらず、通学校を選択することができることとする。
- (2) (1) の児童に弟妹がいる場合は、その弟妹も通学校を選択できることとする。ただし、選択できる期限は、原則として平成 31 年度までとする。
- (3) 改正により通学区域が変更になる平成 27 年度に入学する児童については、通学校を選択できるものとする。ただし、その弟妹についても通学校を選択できることとする。